

令和 2 年 度

固定資産税(償却資産)申告の手引

固定資産税につきましては、土地・家屋のほか、償却資産(事業の用に供される資産)の所有者についても、課税されることになっています。

地方税法第 383 条の規定により、事業の用に供される償却資産（他人に貸し付けている償却資産も含みます。）の所有者は、毎年 1 月 1 日現在における当該償却資産（耐用年数を経過した償却資産を含み、用途廃止資産を除きます。）を申告する必要があります。

なお、前年度申告（増減申告）された者は、平成 3 1 年 1 月 1 日現在の種類別明細表を同封しましたので、参考にして下さい。

令和 2 年度償却資産申告書の提出期限は、令和 2 年 1 月 31 日(金) となります。事務処理の都合上、1 月 17 日(金)頃までに提出して頂きますよう、ご協力をお願い致します。

また、償却資産の申告は、インターネットを利用した「eLTAX」でお願い致します。

※ eLTAX（エルタックス）とは、地方税ポータルシステムの呼称で、地方税に係る手続きについて、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

eLTAX の利用・登録等詳しい情報は…<http://www.eltax.jp/>

◎ 申告書の提出及び問合せ先

〒272-8501

千葉県市川市南八幡 2 丁目 20 番 2 号

市 川 市 役 所

固定資産税課 償却資産担当

電話 0 4 7 - 7 1 2 - 8 6 6 6 （直通）

（受付時間 8:45～17:15）

《 目 次 》

1	償却資産とは	1
2	償却資産の主な種類	1
3	申告について	2
4	申告に際しての注意事項	4
5	虚偽の申告をした場合、又は申告しない場合	5
6	償却資産の調査について	5
7	申告書の記入例	6
8	種類別明細書(増加資産・全資産用)の記入例	7
9	種類別明細書(減少資産用)の記入例	8
10	非課税資産について	9
11	課税標準の特例について	9
12	償却資産の評価と課税等	10
13	償却資産に関するQ & A	12
	(別表1) 少額な償却資産等の取扱いについて	15
	(別表2) 償却資産に対する課税の取扱い[国税との比較]	15
	(別表3) 業種別の主な償却資産の内容	16
	(別表4) 建築設備における償却資産と家屋の区分について	17
	(別表5) 主な償却資産の耐用年数	18

1 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している事業者や、駐車場、マンション、アパートなどを貸付けている事業者が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を『償却資産』といい、土地・家屋と同じように固定資産税が課税されます。

ただし、①鉱業権・漁業権・特許権などの無形減価償却資産、②固定資産税が課税される土地・家屋、③自動車税及び軽自動車税が課税される自動車等は、課税の対象になりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、他人に貸付ける場合も含まれます。

2 償却資産の主な種類

種 類		主 な 償 却 資 産	
1	構 築 物	土地に定着した土木設備、建物以外の工作物	広告塔、門、外灯、構内舗装(駐車場の路面舗装を含む。)、煙突、緑化施設等
	建 物 附 属 設 備	建物附属設備	変電設備、生産用エレベーター、建物から独立した諸設備等
		建物の所有者と異なる者(テナント)が施工した場合	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備等
2	機 械 及 び 置 装	製造機械設備	食料品製造業用設備、生産用機械器具、その他の製造業用設備等
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤等
		搬送設備	クレーン、コンベアー等
		その他の設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、駐車場機械装置等
3	船 舶	モーターボート、客船、貨物船、漁船等	
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等	
5	車 両 及 び 運 搬 具	台車、フォークリフト、大型特殊車両(車両ナンバーが「0」、「00」～「09」及び「90」～「99」のもの)等	
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	ドリル、カッター、万力等の工具、机、パソコン、コピー、美容・理容器具、金庫、ロッカー、陳列ケース、自動販売機、ルームエアコン、冷蔵庫、冷凍庫、カラオケ等の音響機器等	

3 申告について

(1) 申告が必要な者

令和2年1月1日現在、市川市内において事業を営んでいる個人及び法人。

(事業所等は無くても、事業用資産を市川市内に所有する場合も含まれます。)

なお、事務処理の都合上、償却資産が無い場合でも、申告書の提出をお願い致します。

(2) 申告方法

① 前年度に申告された者(電算申告は除く).....『増減申告』

※ 同封した「種類別明細表」を参照し、増減資産を記入して下さい。

(3) 下表の区分により、○印を付している書類を提出して下さい。

提出書類等 申告区分	申告書	種類別明細書		留意事項
		増加資産 ・ 全資産用	減少資産用	
資産の増減がない者	○	×	×	記入の仕方は6〜8ページを参照して下さい
該当する資産がない者	○	×	×	
増加した資産のみの者	○	○	×	
減少した資産のみの者	○	×	○	
増加・減少の両方ともある者	○	○	○	

② 初めて申告される者及び電算申告される者.....『全資産申告』

※ 電算申告される者は、必ず全資産の明細書を添付して下さい。

自社で作成した申告書を提出する場合には、本市の申告書を同封して下さい。

◎ 下表の区分により、○印を付している書類を提出して下さい。

提出書類等 申告区分	申告書	種 類 別 明 細 書	留 意 事 項
		増加資産・全資産用	
該当する資産がある者	○	○	明細書には、市川市内に所有する全資産を記入して下さい。
該当する資産がない者	○	×	申告書「18. 備考」欄中、「3. 該当する資産なし」に○印を付して下さい。

(3) 提出期限 令和2年 1 月 3 1 日 (金)

※ 提出期限間近になりますと、市役所の窓口が大変混雑致しますので、出来る限り『1月17日(金)頃』までに提出頂きますよう、ご協力をお願い致します。

(4) 提出上の注意事項

同封致しました申告書及び種類別明細書は、それぞれ1枚目が市役所提出用、2枚目が申告者控用です。記入された項目は、そのまま電算処理用データとして使用しますので、記入もれのないようお願い致します。

※ 郵便等により申告書を提出する者で、控用に受付印が必要な場合には、必ず切手を貼った返信用封筒を同封して下さい。

(5) 申告書等の記入の仕方が分からない場合

申告書等の記入の仕方が分からない場合は、償却資産担当までお問い合わせ下さい。

なお、直接来庁される場合は、次のようなもの(取得した資産の金額、取得年月日等の分かる書類)をお持ち下さい。

例：領収書、帳簿類、確定申告書一式、契約書(売買契約書・賃貸契約書)等

(6) マイナンバー(個人番号・法人番号)の記載について

償却資産申告書の様式にマイナンバー(個人番号・法人番号)の記載と本人確認書類の提出をお願い致します。ただし、法人番号につきましては、本人確認資料の添付は不要です。

番号確認及び本人確認書類の詳細は市川市公式Webサイトにて公表しておりますので、ご確認下さい。

なお、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は受理致します。また、本人確認資料の不備等により本人確認が出来ない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして受理致しますので、予めご了承下さい。

4 申告に際しての注意事項

- (1) 耐用年数が1年以上で、取得価額10万円以上の償却資産が、申告対象になります。10万円未満の償却資産であっても減価償却資産として経理している資産は、申告対象となります。

ただし、取得価額が10万円以上20万円未満の償却資産で、法人税法又は所得税法上の規定により、3年間で一括して償却を行うものについては、申告対象になりません。

※ 詳しくは、P15別表1〔少額な減価償却資産等の取扱いについて〕を参照して下さい。
- (2) 令和2年1月1日現在、事業廃止・法人の解散・市外移転等があった場合は、申告書の「18. 備考」欄中、「4. 廃業・解散・転出等(年 月 日)」の番号に○印を付し、その年月日を記入して下さい。

また、資産の売却先があれば、売却先・住所・電話番号も記入して下さい。
- (3) 賦課期日は、令和2年1月1日ですので、法人の前年決算期以降、令和2年1月1日までの償却資産の増減についても、申告もれがないよう注意して下さい。
- (4) 申告価額は、取得価額で記入して下さい。

※ 取得価額の算定に当たっての消費税については、税込経理方式を採用している事業者は、含めるものとし、税抜経理方式を採用している事業者は、含めないものとします。
- (5) 圧縮記帳している償却資産や下取りを伴う買替償却資産については、圧縮額や下取金額を差し引かない金額で申告して下さい。
- (6) 割賦販売資産（リース期間終了後、借入人の所有となるものを含む。）については、買主がその資産を取得した時点から、買主の所有資産として総額で申告して下さい。
- (7) 建設仮勘定に経理されている償却資産で、その一部がその年1月1日までに完成し、事業の用に供されている資産は、申告対象になります。
- (8) 一時的に遊休又は未稼働の償却資産や、簿外資産（耐用年数を経過したものを含む。）でも、その年1月1日現在、事業の用に供することができる資産は、申告対象になります。
- (9) 減価償却を行っていない償却資産は、本来減価償却が可能ですから、申告対象になります。

- (10) 店舗設備を居抜きで購入した場合や償却資産を無償で譲り受けた場合など、取得価額が不明な場合は、見積価額で申告して下さい。
- (11) 改良費（資本的支出）がある場合には、本体部分と区分して、取得年月の異なる毎に、申告して下さい。
- (12) 耐用年数の短縮について
法人税法又は所得税法の規定により、所轄国税局長から短縮耐用年数の承認を受けた場合には、短縮した耐用年数の適用ができますので、「国税局長の承認通知書」の写しを、申告書に添付して下さい。
- (13) 増加償却について
法人税法又は所得税法の規定により、法定普通償却に加えて増加償却を適用した場合には、所轄税務署長へ提出した「増加償却届出書」の写しを、申告書に添付して下さい。

5 虚偽の申告をした場合、又は申告しない場合

正当な事由がなくて申告をしない場合には、地方税法第 386 条及び市川市税条例第 75 条の規定により、過料を科せられますので申告もれ等のないよう、充分留意して下さい。

また、虚偽の申告をした場合には、地方税法第 385 条の規定により、罰金を科されることがあります。

6 償却資産の調査について

市税担当者は、固定資産税の適正かつ公平な課税のために、地方税法第 353 条、第 354 条の 2、第 408 条の規定に基づいて、申告内容等の調査を行っておりますので、ご協力をお願い致します。

この調査は、事業に関する帳簿書類（固定資産台帳及びその他関連資料）と申告内容との照合・確認等を行うものです。

また、税務署等の官公署の公簿について、閲覧を行うこともあります。

なお、調査に伴って償却資産の申告及び修正申告を、お願いすることがあります。その課税年度は、現年度だけではなく過年度に遡及することもありますので、予めご了承下さい。

7 申告書の記入例

令和2年度 償却資産申告書（償却資産課税台帳）（提出用）

所有者コード 061234-2

令和2年1月31日	（フリガナ） 1 住所 （又は納税通知書送付先）	〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号（八幡ビル） （電話 334-1111）	4 事業種目 （資本等の金額）	美容業 3百万円
市川市長	（フリガナ） 2 氏名 （法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	イチカワシカブシキガイシャ 市川市株式会社 代表取締役 市川 一郎 （屋号 SHOKYA-KU）	5 事業開始年月	昭和48年 4月
受付印	3 個人番号又は法人番号		6 この申告に 応答する者の 係及び氏名	経理課・市川太郎 電話 334-1184
			7 税理士等の 氏名	千葉太郎税理士事務所 電話 334-1119

第七千六百号様式（提出用）

資産の種類	取 得 価 値				計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)	8 短縮耐用年数の承認	9 増加償却の届出
	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))(ニ)			
1 構築物	23500000	5000000		18500000	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 有	
2 機械及び装置	60901400		6500000	67401400	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 有	
3 船舶					<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 無	
4 航空機					<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	
5 車両及び運搬具					<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 有	
6 工具、器具及び備品	5223000	824000	1826000	6225000	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 有	
7 合計	68474400	1324000	8326000	75476400	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 有	

10 非課税該当資産		11 課税標準の特例	
12 特別償却又は圧縮記帳		13 青色申告	<input checked="" type="checkbox"/> 有
14 税務会計上の償却方法	<input checked="" type="checkbox"/> 定率法 <input type="checkbox"/> 定額法		
15 市内における事業所等資産の所在地	市川市南八幡2-20-2 ※必ず記載して下さい		
16 借用資産	貸主の名称等 千葉市中央区市場町1-2 千葉県リース㈱		

資産の種類	評価額 (ホ) ※		決定価格 (ヘ) ※		課税標準額 (ト)	
	十億	百万	千	円	十億	百万
1 構築物						
2 機械及び装置						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び運搬具						
6 工具、器具及び備品						
7 合計						

17 事業所用家屋の所有区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 借家
18 備考（添付書類等）	該当項目を○で囲んでください。 ① 増加減少資産あり（別紙種類別明細書を作成してください） ② 昨年の申告資産に増減なし ③ 該当する資産なし（市川市内に事業所あり） ④ 廃業・解散・転出等（年 月 日） 売却先名称 住所・電話 ⑤ その他（具体的に記入してください）

宛名	義務者	新規	訂正	サイン設定	異動ナシ
事業所	管理・副任	新規	訂正	サイン設定	異動ナシ
品目	専業所抹消1・消2	所有者	新規	訂正	申告日の他異動ナシ
	一部取消	コード変更	取消	訂正	異動ナシ
	支店抹消	新規	取消	訂正	異動ナシ

(注) 1 色刷りされた項目は記入不要です。（自社の電算申告による場合は記入して下さい。）
2 1枚目の市役所提出用には、必ず署名押印して下さい。

記入上の注意

- 住所
 - 申告書送付先の住所・郵便番号及び電話番号を記載して下さい。
 - 納税通知書のみ別の住所にしたい場合、()書きでその住所も記載して下さい。
- 氏名
 - 資産所有者の氏名(法人の場合は、法人名及び代表者氏名)を記載して下さい。
- マイナンバー
 - 個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記載して下さい。
- 事業種目
 - 事業種目を具体的に記載して下さい。
- 税理士等の氏名
 - 経理を委託している税理士等の氏名・電話番号を記載して下さい。
- 16 借用資産
 - 借用資産(リース資産等)がある場合、「有」に○印を付し、貸主の住所・名称及び電話番号を記載して下さい。
- 18 備考
 - 該当する番号に○印を付して下さい。
 - なお、1に○印を付した場合は、種類別明細書を作成して下さい。

※ 既に印字されている「1住所」・「2氏名」等に誤り(変更)がある場合は、訂正して下さい。

8 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

記入上の注意

令和 2 年度 (提出用)

種類別明細書（増加資産・全資産用）

* 所有者コード												所有者名		1枚のうち				
061234-2												市川市株式会社		1枚目				
行 番 号	資産 の 種 類	資産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等 (カタカナで記入して下さい)	数 量	取得年月			取得価額		耐用 年 数	(ロ) 減 価 残 存 率	価 額		課 税 標 準 の 特 例	課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要	
					年 号	年	月	十 億	百 万			千	円					十 億
01	2		ミニコンホ*	1	4	8	12	3	5000000	5	0.					合併による 受入		
02	2		コンプレッサー	2	4	3	1	3000000	12	0.								
03	6		クーラー	5	5	1	5	1250000	6	0.								
04	6		キンコ	1	4	18	4	176000	20	0.								
05	6		シムツクエ	1	4	20	10	150000	15	0.						H31.3 本店 より移動		
06	6		パソコン	2	4	29	11	250000	4	0.						申告もれ		
07										0.								
08										0.								
09										0.								
10										0.								
11										0.								
12										0.								
13										0.								
14										0.								
15										0.								
16										0.								
17										0.								
18										0.								
19										0.								
20										0.								
小 計				12				8326000										

第二十六号様式別表一（提出用）

○ 資産の種類
この冊子(P1)の「2 償却資産の主な種類」を参照して下さい。

○ 資産の名称等
名称等をカタカナ・英数字で、20字以内に要約して記載して下さい。

○ 取得年月
実際に取得した年月を記載して下さい。

○ 取得価額
資産を取得するための費用の額。(事業の用に供するために直接要した費用〔購入手数料・関税・据付費等〕も含む。)

○ 耐用年数
減価償却資産の耐用年数等に関する省令に掲げる耐用年数を記載して下さい。(この冊子(P18)の別表5を参照して下さい。)なお、中古資産について、見積耐用年数によっている場合はその耐用年数を記載して下さい。

注意：「年号」の欄は3昭和、4平成、5令和です。「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

- (注) 1 前年度申告者で増加資産がある場合には、その増加資産について、また本年度初めて申告される者は、1月1日現在所有する全資産について、記入して下さい。
- 2 色刷りされた項目は記入不要です。
- 3 増加事由の欄は必ず記入して下さい。

9 種類別明細書（減少資産用）の記入例

令和 2 年度		(提出用)		所有者名		枚のうち							
所有者コード		種類別明細書（減少資産用）				市川市株式会社		1 枚目					
行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分		摘 要
					年 号	年	月				1 売却 2 減失 3 移動 4 その他	1 全部 2 一部	
01	1	10000100	カンバン	1	4	1	0	4	500000	10	1・㊸・3・4	1・㊸	当初取得価額100万円(数量2)のうち50万円(数量1)分が減少
02	6	60002100	パソコン	2	4	2	6	11	424000	6	1・㊸・3・4	㊸・2	
03	6	60003000	ロッカー	5	4	2	9	7	400000	15	1・2・㊸・4	㊸・2	R1.8 〇〇市〇〇支店へ移動
04											1・2・3・4	1・2	
05											1・2・3・4	1・2	
06											1・2・3・4	1・2	
07											1・2・3・4	1・2	
08											1・2・3・4	1・2	
09											1・2・3・4	1・2	
10											1・2・3・4	1・2	
11											1・2・3・4	1・2	
12											1・2・3・4	1・2	
13											1・2・3・4	1・2	
14											1・2・3・4	1・2	
15											1・2・3・4	1・2	
16											1・2・3・4	1・2	
17											1・2・3・4	1・2	
18											1・2・3・4	1・2	
19											1・2・3・4	1・2	
20											1・2・3・4	1・2	
小 計				8				1324000					

第十六号様式別表二（提出用）

記入上の注意

※ 同封の種類別明細書を参照の上、記入して下さい。

○ 資産の種類
減少した資産の種類を、記載して下さい。

○ 抹消コード
減少した資産の資産コード(市が付番したものを)、正確に記載して下さい。

○ 資産の名称等及び数量
減少した資産の名称及び数量を、記載して下さい。

○ 取得年月
減少した資産の取得年月を、記載して下さい。

○ 取得価額
減少した資産の減少部分に対応する取得価額を、記載して下さい。

○ 摘要
減少の区分が「2. 一部」に該当する場合は、下の【例】のように記載して下さい。

例	当初取得価額100万円 (数量2)のうち50万円(数量1)分
---	-----------------------------------

その他、資産の減少について、参考事項を記載して下さい。

(注) 1 色刷りされた項目は記入不要です。
2 減少の事由及び区分の欄は、必ず記入して下さい。

1 0 非課税資産について

地方税法第 348 条等の規定に該当する償却資産は、非課税となります。
前年中取得資産で、該当資産がありましたら、申告書に記載しないで、「令和 2 年度償却資産非課税申請書」に必要書類を添付して、提出して下さい。

1 1 課税標準の特例について

地方税法第 349 条の 3 及び本法附則第 15 条等の規定に該当する償却資産は、税負担の軽減を図るため、課税標準の特例が認められています。

前年中取得資産で、該当資産がありましたら、「令和 2 年度償却資産特例申請書」に必要書類を添付し提出して下さい。

※ 「特例申請書」は、市川市公式 Web サイトからダウンロードが出来ます。
特例及び非課税申請書は、電話等で連絡して頂ければお送り致します。

◎ また、特例及び非課税の申請は、事務処理の都合上、令和 2 年 1 月 17 日(金)頃までに提出をお願い致します。

1 2 償却資産の評価と課税等

(1) 評価額の算出

償却資産の評価は、固定資産評価基準に基づき、その資産の取得価額を基準として耐用年数と取得後の経過年数に応じて、定率法による減価を考慮して評価を行います。

また、評価額の算出に当たっては、1年目は取得月に関係なく、半年償却を行います。

① 前年中に取得した資産	取得価額	$\times(a)$
② 前年前に取得した資産	前年度評価額	$\times(b)$
③ 前年前に取得した資産で新たに課税されるもの	取得価額	$\times(a)\times(b)^{n-1}$

ただし、②・③により求めた評価額が[取得価額 $\times 5/100$]よりも小さい場合には、当該 $5/100$ 相当額が最低評価額になります。

(注) 1 (a)及び(b)は、次ページ減価残存率表に掲げる耐用年数に応じる(a)及び(b)欄の減価残存率をいいます。

2 nは、[評価額を求める年度－取得年次]の算出によって、求められる年数をいいます。

(2) 決定価格

決定価格は、(1)で算出した評価額の全資産合計額になります。

(3) 課税標準額

課税標準額は、(2)の決定価格になります。(千円未満切捨て)

(4) 税額と免税点

税額は、(3)の課税標準額の合計額に[1.4%]を乗じた額になります。

なお、課税標準額の合計額が150万円未満(免税点)の場合は、課税されません。

※ 免税点未満と判断される場合でも、申告は必要となります。

減価残存率表 (固定資産評価基準別表15)

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中 (a) 取得のもの	前年前 (b) 取得のもの		前年中 (a) 取得のもの	前年前 (b) 取得のもの		前年中 (a) 取得のもの	前年前 (b) 取得のもの
2	0.658	0.316	12	0.912	0.825	22	0.950	0.901
3	0.732	0.464	13	0.919	0.838	23	0.952	0.905
4	0.781	0.562	14	0.924	0.848	24	0.954	0.908
5	0.815	0.631	15	0.929	0.858	25	0.956	0.912
6	0.840	0.681	16	0.933	0.866	30	0.963	0.926
7	0.860	0.720	17	0.936	0.873	35	0.968	0.936
8	0.875	0.750	18	0.940	0.880	40	0.972	0.944
9	0.887	0.774	19	0.943	0.886	45	0.975	0.950
10	0.897	0.794	20	0.945	0.891	50	0.977	0.955
11	0.905	0.811	21	0.948	0.896	60	0.981	0.962

令和2年度評価額計算例

前年中(令和元年中)に取得した資産	前年前(平成30年以前)に取得した資産																								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">取得時期</td> <td style="text-align: center;">平成31年3月</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: center;">1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>耐用年数</td> <td style="text-align: center;">10年</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(減価残存率(a)0.897)</td> </tr> <tr> <td>令和2年度評価額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">$1,000,000円 \times 0.897 = 897,000円$</td> </tr> </table>	取得時期	平成31年3月	取得価額	1,000,000円	耐用年数	10年		(減価残存率(a)0.897)	令和2年度評価額			$1,000,000円 \times 0.897 = 897,000円$	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">取得時期</td> <td style="text-align: center;">平成30年3月</td> </tr> <tr> <td>取得価額</td> <td style="text-align: center;">1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>耐用年数</td> <td style="text-align: center;">10年</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> { 減価残存率(a)0.897 </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 5px;"> } (b)0.794 </div> </td> </tr> <tr> <td>令和2年度評価額</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"> $1,000,000円 \times 0.897 = 897,000円$ (前年度評価額) $897,000 \times 0.794 = 712,218円$ </td> </tr> </table>	取得時期	平成30年3月	取得価額	1,000,000円	耐用年数	10年		<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> { 減価残存率(a)0.897 </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 5px;"> } (b)0.794 </div>	令和2年度評価額			$1,000,000円 \times 0.897 = 897,000円$ (前年度評価額) $897,000 \times 0.794 = 712,218円$
取得時期	平成31年3月																								
取得価額	1,000,000円																								
耐用年数	10年																								
	(減価残存率(a)0.897)																								
令和2年度評価額																									
	$1,000,000円 \times 0.897 = 897,000円$																								
取得時期	平成30年3月																								
取得価額	1,000,000円																								
耐用年数	10年																								
	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> { 減価残存率(a)0.897 </div> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-top: 5px;"> } (b)0.794 </div>																								
令和2年度評価額																									
	$1,000,000円 \times 0.897 = 897,000円$ (前年度評価額) $897,000 \times 0.794 = 712,218円$																								

※ 前年中に取得した償却資産は、取得月に係わらず、一律半年償却となります。

※ 評価額の最低限度額は、取得価額の5/100相当額となります。

1 3 償却資産に関するQ&A

Q1 毎年償却資産の申告書を提出し固定資産税を納めていますが、景気後退が続いているため、今年いっぱいまで事業をやめようと思っています。その場合、何か手続きが必要でしょうか？

A. 事務所が移転・合併・廃業等により、市川市内に所有する償却資産を処分した場合には、申告書の右下「18備考（添付書類等）の4、廃業・解散・転出等（ 年 月 日）」にその旨を記載の上、提出して下さい。この届出を行うことにより、翌年度の固定資産税（償却資産）は課税されません。

Q2 今年は、償却資産の増加・減少がないため、前年と変わりがありません。この場合でも申告の必要はありますか？

A. 地方税法第383条の規定により、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在所有する償却資産について、申告する義務があります。

したがって、前年と資産の内容に変更がない場合には、申告書右下「18備考（添付書類等）の2、昨年の申告資産に増減なし」に○印を付して、期限までに申告して下さい。

Q3 法定耐用年数を経過して、減価償却可能限度額まで償却が終わった減価償却資産も、固定資産税の課税客体である償却資産に該当しますか？

A. 減価償却が終わった資産でも、事業の用に供することができる状態にある限りは、償却資産に該当します。

なお、償却資産の評価額の最低限度は、取得価額の100分の5に相当する額とされています。

Q4 現在使用していない償却資産があります。その場合でも申告する必要がありますか？

A. 現在、使用していない償却資産であっても、現に事業の用に供することができる資産であれば、償却資産として申告の対象になります。

したがって、使用していない未稼働資産や遊休資産であっても、申告する必要があります。

Q 5 法人の決算が3月末の事業所ですが、償却資産の申告は、いつまでに提出すればいいのでしょうか？申告期限について伺いたい。

A. 償却資産の申告期限は、決算期によって変わるものではありません。毎年1月31日となります。

また、申告すべき償却資産は、その年1月1日現在所有する資産ですので、法人の決算期後の取得資産や減少資産の申告漏れにも注意して下さい。

Q 6 昨年飲食店を自己所有の建物ではなく、貸店舗のテナントとして開業しましたが、償却資産として申告すべきものは、どのようなものが対象となりますか？

A. 償却資産は、店舗などを営む方がその事業のために所有している器具・備品などで減価償却の対象となる資産をいいます。

したがって、飲食店の場合は、厨房機器、冷蔵庫、テーブル、椅子、レジスター、ルームエアコン、テレビ等の資産が申告の対象になります。

また、貸店舗の場合は、店舗用に施工した内装や電気配線、空調設備、給排水設備も償却資産として取り扱いますので、申告が必要となります。

Q 7 昨年アパート経営を始めたのですが、償却資産の申告について教えていただきたい。

A. 償却資産の申告対象には、アパートの建物本体は対象になりませんが、アパートや賃貸マンション、貸駐車場の設備中に該当するものがあります。

(例) 機械式立体駐車場、駐車場の舗装、周囲のネットフェンス、外灯、物置、花壇・植栽、自転車置場、受変電設備、ルームエアコン など

Q 8 社員の福利厚生施設の設備及び備品等については、償却資産の対象になるでしょうか？

A. 償却資産の対象になります。

固定資産税の償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産をいいます。

また、その事業者が間接的に事業の用に供する資産、例えば医療用施設、食堂施設、寄宿舎、娯楽施設等の福利厚生施設に係る資産についても、償却資産の対象になります。

Q 9 償却資産申告書に記載する取得価額とは、事業用資産を購入した際に支払った金額のことですか？

A. 償却資産を他から購入した場合の取得価額は、購入金額に付帯費の額を加えた金額になります。

付帯費の額とは、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、据付費など、償却資産をその用途に供するために、直接要した費用の額をいいます。

また、自己が建設、製作、製造した場合には、その建設等のための原材料費、労務費及び経費の額に、付帯費の額を加えた金額によるものとされています。

Q 10 市川市内に工場がありますが、本社は市川市内にはありません。この場合、償却資産の申告は必要ですか？もし必要な場合は、どちらで申告するのでしょうか？

A. 償却資産の申告は、その資産の所在地の市町村長に申告が必要ですので、市川市内の工場に設置している償却資産は市川市に、また、本社の償却資産は、本社の所在する市町村長に申告する必要があります。

(別表 1) 少額な減価償却資産等の取扱いについて

取得価額	事業者	国税の取扱い	地方税（固定資産税） の取扱い
10 万円未満	個人	必要経費	申告対象外
	法人	損金算入	申告対象外
		3 年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
10 万円以上 20 万円未満	個人	3 年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	法人	3 年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
20 万円以上	個人	減価償却	申告対象
	法人	減価償却	申告対象

(注) 租税特別措置法の規定により、中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産の全額を損金算入した場合でも、固定資産税は申告の対象となります。

(別表 2) 償却資産に対する課税の取扱い[国税との比較]

項 目	国税の取扱い	固定資産税の取扱い
償却計算の期間	事業年度及び暦年	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	定率法、定額法の選択制度	定率法
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認める	認めない
増加償却 (法人税、所得税)	認める	認める
評価額の最低限度	備忘価額としての 1 円	取得価額の 100 分の 5 相当額
改 良 費	合算評価	区分評価

(別表3) 業種別の主な償却資産の内容

各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、キャビネット、ロッカー、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、金庫等
農業	ビニールハウス、農耕用車輛(小型特殊自動車を除く)、温室管理装置、乾燥機などの農業用機械設備、農業用器具等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー等
鉄工業	施盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー等
小売業	ショーウィンドー、陳列ケース、自動販売機、冷蔵ストッカー、店用簡易装備、日よけ、陳列棚、陳列台、冷凍冷蔵庫等
喫茶・飲食店	カウンター、室内装飾品、テレビ、カラオケセット、放送設備、冷蔵庫、ガスレンジ等の厨房設備、日よけ、自動販売機、接客用家具・備品等
ガソリン販売業	ガソリン計量機、リフト、充電機、コンプレッサー、照明設備、地下タンク、テレビ、消火器、自動販売機、構内舗装等
不動産賃貸業	柵、照明等の電気設備、駐車装置(機械設備、ターンテーブル)、駐車場料金精算機、防犯カメラ、屋外給排水設備、自転車置き場等
理容・美容業	理容・美容椅子、応接セット、消毒殺菌器、タオル蒸器、ドライヤー、赤外線灯、洗面設備、テレビ、サインポール等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備、事務機器、内外装等
自動車整備業	プレス、スチームクリーナー、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、卓上ボール盤、ジャッキ、溶接機等
医療業(医科・歯科)	各種医療機器(ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、脳波測定器、CT装置、MRI装置)、各種検査機器、各種事務機器、待合室用いす、薬品戸棚、陳列ケース、給食用厨房機器等

(別表 4) 建築設備における償却資産と家屋の区分について

設備の種類	設備の分類	償却資産とする主なもの (家屋から独立した機器、特定の 生産業務の用に供されるもの、単 に移動・転倒を防止する程度に家 屋に取り付けられたもの等)	家屋に含める主なもの (家屋に取り付けられ、家屋と構 造上一体となって、家屋の効用を 高める建築設備)
電気設備	受変電設備	設備一式 (配線・配管を含む)	
	電力引込設備	引込開閉機盤及び屋外の配線	
	電灯照明設備	屋外照明設備 (照明器具、配線、配管)	屋内照明設備 (照明器具、配線、配管)
	電話設備	電話機、交換機等の装置	配線等
	インターホン設備	集合玄関機	配線等
	拡声装置	マイクロホン、スピーカー、アン プ等の装置	配線等
	テレビジョン 共同聴視設備	受像機(テレビ)	テレビ共聴設備一式(アンテナ、ブ ースターアンプ、分配器、整合器、 ケーブル、配管等)
衛生設備	給排水設備	屋外給排水設備、特定の生産又は 業務用給排水設備	屋内給排水設備 (配管、バルブ、 ポンプ、高架水槽等)
	浄化槽設備	設備一式 (家屋と構造上一体とな っていないもの)	設備一式 (家屋と一体)
	ガス供給設備	屋外 (メーターから外側) の配管	屋内の配管、バルブ、ガスカラン 等
空調設備	冷暖房設備	ルームエアコン一式 (室内機が壁 掛式で配管が外付のもの)	中央空調設備一式、個別空調設備 一式等、家屋と一体となっている 設備
防災設備	消火設備	消火器、ホース、ノズル、ガスボ ンベ等	消火ポンプ、配管、バルブ等
	消火栓設備		消火栓、スプリンクラー
運搬設備	ベルトコンベアー設 備	工場等のベルトコンベアー設備一 式	事務用ベルトコンベアー設備 (電 動モーター、ベルト、ローラー、 滑車等)
	エレベーター、エス カレーター設備	垂直型連続運搬装置	エレベーター、エスカレーター設 備一式
その他設備	厨房設備	厨房機器(百貨店、旅館、ホテル、 飲食店、病院、社員食堂等)	システムキッチン
	LAN 設備	LAN ボード、サーバー、ルーター、 ハブ、光ケーブル等	

(別表5) 主な償却資産の耐用年数

種類	主 な 償 却 資 産		耐年	
構 築 物	野立看板、広告塔 (屋上施工を含む)	金属造のもの	20	
		その他のもの	10	
	門、塀	コンクリート造、コンクリートブロック造のもの		15
		石造のもの		35
		土造のもの		20
		金属造、木造のもの		10
	緑化施設及び庭園	工場緑化施設		7
		その他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設を除く)		20
	舗装道路、舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷のもの		15
		アスファルト敷、木れんが敷のもの		10
ビチューマルス敷のもの		3		
建 物 附 属 設 備	受変電設備、電気設備(照明設備を含む)		15	
	電気設備(照明設備を含む)	蓄電池電源設備	6	
		その他のもの	15	
	LAN配線	主に金属製のもの(ツイストペアケーブル、同軸ケーブル等)		18
		その他のもの(光ケーブル等)		10
	給排水設備、衛生設備、ガス設備		15	
冷暖房設備	冷暖房設備(冷凍機の出力が22kw以下のもの)		13	
	その他のもの		15	
工 具	測定・検査工具		5	
	治具、取付工具		3	
	型(型枠を含む)、 打抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型		2
		その他のもの		3
器 具 及 び 備 品	事務机、事務いす、 キャビネット	主として金属製のもの		15
		その他のもの		8
	応接セット	接客業用(飲食店、旅館等)のもの		5
		その他のもの		8
	陳列棚、陳列ケース	冷凍機付きのもの		6
		その他のもの		8
	その他の家具	接客業用(飲食店、旅館等)のもの		5
		その他のもの	主として金属製のもの	15
			その他のもの	8
	音響機器	ステレオ、テレビ、ビデオ、カラオケ		5
	冷暖房用機器	ルームエアコン、ストーブ、温風ヒーター		6
	電気・ガス機器	冷蔵庫、製氷機、洗濯機		6
	食事・厨房用品	陶磁器製、ガラス製のもの		2
		その他のもの		5
	事務機器	複写機、計算機、レジスター、ファクシミリ、プリンター		5
		電子計算機	パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く)	
その他のもの(サーバー等)			5	
通信機器	インターホン、放送用設備、デジタル構内交換設備		6	
	その他の通信機器(ハブ、ルーター、LANボード等)		10	
看板	立看板、ネオンサイン(放電管)、気球		3	
金庫	手さげ金庫		5	
	その他のもの		20	
理容・美容機器	前流し、ドライヤー		5	
自動販売機(手動のものを含む)			5	